

京都市はぐくみ推進審議会部会の新設・再編について

京都市はぐくみ推進審議会部会の新設・再編について、以下のとおり提案いたします。

※委員構成は資料 3－2 を参照

1 京都市はぐくみ推進審議会に設置する部会

(1) 部会設置の考え方

令和 6 年度中に策定する次期計画（京都市はぐくみプラン）を見据え、国のこども大綱を踏まえた「こども施策に関する重要事項」等について審議するため、令和 6 年 4 月から部会を新設・再編する。

なお、計画策定後（令和 6 年度末）に、改めて部会の見直しを行い、特に必要と認める部会のみを継続設置する。

(2) 新設・再編する部会

ア 子どもの意見反映・居場所づくり部会【新設】

- ・委員構成：8 名程度（特別委員含む）
- ・所掌範囲：子どもの権利、意見反映、居場所づくり、地域支援等

イ 支援を必要とする子どものための部会【変更】

- ・委員構成：10 名程度（特別委員含む）
- ・所掌範囲：医ケア児、障害、放課後デイサービス、児童虐待対策、社会的養育の推進、ひとり親、ヤングケアラー等

ウ 子育て環境づくり部会【変更】

- ・「社会環境づくり部会」から名称変更
- ・委員構成：9 名程度（特別委員含む）
- ・所掌範囲：少子化、結婚、出産、ワークライフバランス、情報発信等

2 児童福祉分科会に設置する部会

(1) 部会設置の考え方

令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、都道府県（指定都市含む）は子どもの権利擁護の推進に関して、子どもの権利擁護に係る環境整備を行うこと等が定められたことを踏まえ、子どもの権利救済に関する申立てがあった場合に、公正中立な調査審議・児童相談所等への意見具申を行う専門部会を新設する。

(2) 新設する部会

子どもの権利擁護部会【新設】

- ・委員構成：5 名
- ・所掌範囲：社会的養護に係る子どもの権利擁護等